

令和8年5月 校長会資料

| | | |
|----|---------------------------------------|----|
| 1 | 令和8年度 学力・授業改善に係る取組について・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 1人1台端末等を活用した学校教育活動改善に係るアンケートについて・・・ | 2 |
| 3 | 国委託教材実証事業について・・・・・・・・・・ | 3 |
| 4 | 不登校児童・生徒への支援の充実について・・・・・・・・・・ | 4 |
| 5 | 多文化共生教育の充実に向けた取組について・・・・・・・・・・ | 7 |
| 6 | 個別懇談会等に係る派遣通訳のオンライン化について・・・・・・・・・・ | 9 |
| 7 | 居所不明が疑われる児童生徒への対応について・・・・・・・・・・ | 10 |
| 8 | 「危険箇所点検」の実施について・・・・・・・・・・ | 11 |
| 9 | 防災行政無線を活用した不審者対応について・・・・・・・・・・ | 12 |
| 10 | 令和8年度「鈴鹿市人権に関する作文」の募集について・・・・・・・・・・ | 15 |
| 11 | 令和8年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」の募集について・・・・・・・・・・ | 17 |
| 12 | 学校（施設）被害事故報告について・・・・・・・・・・ | 19 |
| 13 | 通学路変更届について・・・・・・・・・・ | 20 |
| 15 | 学校における働き方改革について・・・・・・・・・・ | 22 |
| 16 | 交通事故について・・・・・・・・・・ | 25 |
| 17 | 令和8年度 産業医担当分担体制について・・・・・・・・・・ | 27 |

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

令和8年度 全国学力・学習状況調査における 各教科調査問題と「学力・授業改善 推進目標」との関わり

凡例： **こども主体** **深い学び** **個別最適な学び・協働的な学び** **言語能力・情報活用能力・教育DX**

小学校 国語

調査問題 ③ 三
[読むこと：精査・解釈 / 考えの形成]

- 自分の考えをまとめるために、**必要な情報を見付ける**
- 文章を読んで考えたことを、**自分の経験と結び付けてまとめる**

小学校 算数

調査問題 ④ (1)
[データの活用]

- 日常生活の問題を解決するため表から**必要な情報を見付ける**
- その**根拠を表の中の数と言葉を用いて記述する**

児童生徒質問調査

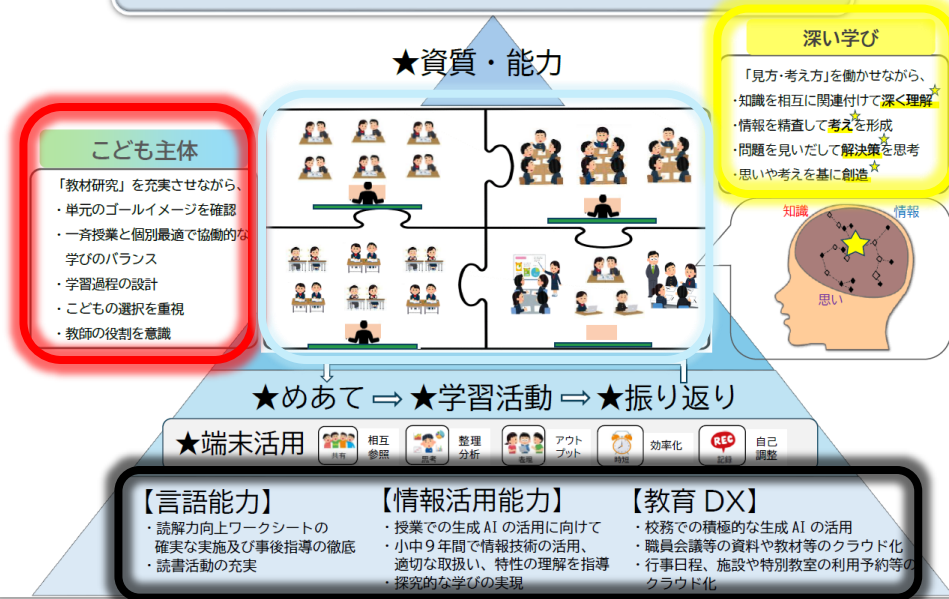
- [主体性]
(39) 授業では、課題の解決に向けて、**自分で考え、自分から取り組んでいた**
- [深い学び]
(44) 授業で学んだことを、**次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりする**ことができると思う

中学校 英語

調査問題 13
[書くこと]

- 日常的な話題について、**事実や自分の考え、気持などを整理する**
- 簡単な語句や文を用いて、**出来事などを説明するまとまりのある文章を書く**

【令和8年度 学力・授業改善 推進目標】
こども主体の授業を通した深い学びの実装へ



- [個別最適な学び]
(41) 授業は、**自分にあった教え方、教材、学習時間など**になっていた
- [対話・深い学び]
(42) 学級の生徒との間で**話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりする**ことができている
- [協働的な学び]
(46) 授業や学校生活では、**友達や周りの人の考えを大切に、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる**

中学校 国語

調査問題 ② 四
[話すこと・聞くこと]

- 互いの立場や考えを尊重しながら話し合う**
- 結論を導くために**考えをまとめる**
- 条件に合わせてまとめる**

中学校 数学

調査問題 ⑨ (3)
[データの活用]

- 目的に応じて、**データの傾向を的確に捉える**
- 判断の**理由を度数分布多角形の特徴を基に説明する**

学校教育活動改善に係るアンケートについて

1 実施時期 令和8年10月～11月を予定(昨年度:10月27日～11月14日)

2 内容等

(1) 鈴鹿市総合計画2031及び教育振興基本計画に係る項目

| 内容 | 対象 | 担当課 |
|---|-------------|-------|
| 1 中学校給食に関するアンケート | 全生徒 | 教育総務課 |
| 2 いじめ防止対策、生徒指導、人権教育、安全・安心の学校づくり、日本語教育及び多文化共生教育に関するアンケート | 全児童生徒 | 教育支援課 |
| 3 地域とともにある学校づくりに関するアンケート | 小中学校の全保護者 | 教育支援課 |
| 4 郷土教育及び環境教育に関するアンケート | 全児童生徒 | 教育指導課 |
| 5 非認知能力に関するアンケート | 4年生以上の全児童生徒 | 教育指導課 |

(2) 上述以外の項目

| | | |
|---|-------------|-------|
| 6 主体的・対話的で深い学びに関するアンケート | 全児童生徒 | 教育指導課 |
| 7 読解力向上ワークシートに関するアンケート | 全児童生徒及び全教員 | 教育指導課 |
| 8 読書活動に関するアンケート | 4年生以上の全児童生徒 | 教育指導課 |
| 9 長期研修員の研究に関するアンケート | 全児童生徒 | 教育指導課 |
| 10 授業改善等に係るアンケート (旧鳴門教育大学連携事業に係るアンケート) | 全生徒及び全中学校教員 | 教育指導課 |
| 11 「安心して学べる学校を目指して」アンケート | 中学校の全保護者 | 教育指導課 |

3 留意事項

(1) 本アンケートは、教育指導課で取りまとめて実施します。(教育指導課がグーグルフォームを作成し、そのフォームに回答が一括で集約されるシステムを採用します。)なお、結果については、各校に担当課からフィードバックをします。

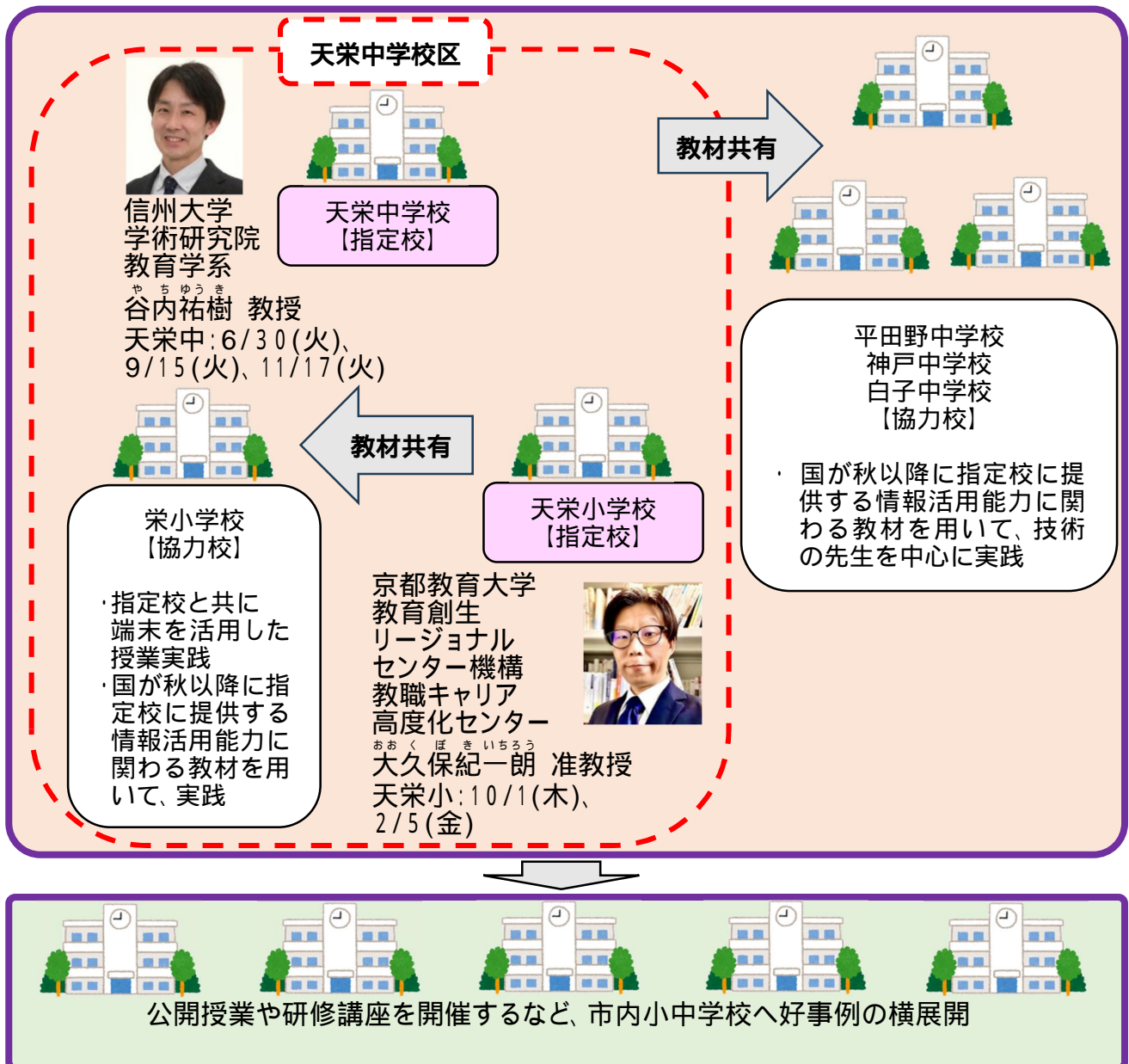
(2) 上述の実施時期以外や学習系を活用しない(Windows環境で実施等)アンケートについては、別途、依頼します。

(3) 10のアンケートについては、1学期末(昨年度:6月18日～7月11日)にも、実施します。

令和8年度 国委託教材実証事業

自ら学ぶ子ども～自律した学習者～の育成をめざして

(1) 研修体制のイメージ



(2) 取組内容

- ・ 端末の標準仕様に含まれる汎用的なソフトウェアとクラウド環境を活用した授業実践を行い、事例の創出及び各教科等における深い学びの実践事例の創出
市内外への公開授業の実施 (天栄小: 年間2回 天栄中: 年間3回)
- ・ 学習指導要領改訂を見据え生成AIを含む情報活用能力育成に向けた教材の活用実証
実践を通じた本教材に対する国へのフィードバック
協力校には教材の共有が可能
- ・ 教育先進地視察
- ・ 文部科学省主催の研修及び成果報告会への参加 等

5月段階の不登校支援で大切にしたいこと

1 新たな不登校を生まない取組を充実させる

(1) 学校生活に“苦戦”している児童生徒が抱えているつらさを理解する

- 困っていても、表現せず、じっとしていて気づきにくい。
- 自分でもよく分からない不安に押しつぶされそうなどときがある。
- イライラした思いが頭の中でグルグルして苦しくなるときがある。

(2) 未然防止の取組

- 「学校は、児童生徒と教職員が成長しあうための場である」、「学校をみんなが安心して学べる場所にしていく」、「指導・支援の主導権は教員」にあるが、“解決の当事者は児童生徒”である」といった共通認識(ベクトル合わせ)が必要。
- 児童生徒の成長のためには、「目標」、「まわりの支え」、「心身の健康」等が必要であり、自発的な姿勢・意欲を引き出す関わりがポイントとなる。
- 具体的には、児童生徒の「望ましい言動」を積極的に評価する関わり、授業改善、「早寝早起き朝ごはん」の充実、けじめある SNS 使用などが考えられる。

(3) 早期支援の取組

- SOS に気付く姿勢・体制づくりと、(ミニ)ケース会議の開催等が決定的に重要。
- 困っていることや感情を表現する力(言語化する力)を育てる取組が必要。
- 該当の児童生徒の「3つの思い」を引き出す取組が必要
 - ① どんなことに困っているのか、どんなことがつらいのか？
 - ② どうしたいのか、どうしていきたいのか？
 - ③ 先生にどんなサポートを求めているのか？

2 組織・体制面を充実させる

(1) 担当者の“本音の声”に応えていくことで、組織の充実につなげる！

- 「組織的な対応と言われても、どう動いたらよいか、動き方が分からない」
- 「具体的な支援方法を話し合う時間がない」
- 「『研修をうけなきゃ』と思っているが、研修会がない」

(2) 改革・改善の「見える化」等の工夫をすることで、組織の充実につなげる！

- 校務分掌代表者から5月段階での仕事の仕方・動き方等の課題を聞き取る。
- 職員会議等で、「困っている職員は遠慮なく相談してほしい」と伝える。
- 管理職と主だった職員が意思疎通を充実させ、共通理解すべきこと、一枚岩の取組等について「見える化」等の工夫をすすめる。

不登校の未然防止は、“早寝早起き朝ごはん”の取組から！

1 「早寝早起き朝ごはん」は、効果あり！

- 充実した学校生活は、心と体の健康が基盤となる。心と体の健康を整えることがストレス耐性を生み出し、不登校の未然防止となる。
- 「適切な睡眠時間」、「バランスのよい食生活」、そして「規則正しい生活リズム」が自律神経を整え、ストレスに負けないストレス耐性を生み出す。

2 睡眠は、“心の疲れ、体の疲れ”を取り除く働きがある

- 睡眠は、心身の疲労を回復させる働きがある。
 - ・寝る時間、起きる時間、食事の時間を毎日ほぼ同じ時刻にすることが大切。睡眠のリズム、食事のリズムが、心の安定を生みレジリエンスを高める。
 - ・睡眠の少なさが心身の疲れを生み、不登校につながっているという報告がある。
- 必要な睡眠時間の目安は、“10・9・8”。

小学校：低学年＝9～10時間 高学年＝9時間 中学生：8時間

- 睡眠は、体や脳を成長させる働きがある。
 - ・脳には記憶を司る海馬という“知識の工場”がある。睡眠中に活性化し、昼間学習したこと、経験したことを知識として蓄積する働きがある。
 - ・睡眠が不足している子どもたちは、不足していない子どもたちにくらべ海馬が小さいことが知られている

※睡眠不足気味の子どもは、心身に不調をきたすだけではない
睡眠が足りている子どもにくらべ、
「メンタルヘルスに問題が出やすい」、「問題行動が多くなりやすい」
「認知能力が低くなりがち」等の傾向がある

3 食事で体がつくられ、意欲・集中力が高められる

- 特に朝食が大切。心を安定させ、意欲・集中力を生み出す脳内ホルモンのセロトニンは、バランスよく朝食をとることによってつくられる。
- セロトニンは、夜、睡眠ホルモンのメラトニンに変わる。
- 甘いもの(砂糖、加糖飲料等)を過剰に摂取することで、うつ病等メンタル疾患が引き起こされることが明らかになっている。

フリースクールとの連携スケジュール

令和8年度 教育支援課

1. 連携スケジュール

| 日 程 | 内 容 |
|--------------|--|
| 令和8年度 1学期 | ○鈴鹿市内のフリースクールを中心に、教育支援課から各施設を訪問。 ○フリースクール連絡協議会を開催（6月3日 9:00～10:00） ・各学校とフリースクールとの連携について ・児童生徒の情報交換等 |
| 2学期 | ○フリースクール連絡協議会を開催 ・成果と課題等について ・児童生徒の情報交換等 |
| 3学期 | ○フリースクール連絡協議会を開催 ・成果と課題等について（来年度に向けて） ・児童生徒の情報交換等 |

2. 連携内容

- ・統一した活動記録等の活用促進 → 出席可とする最低限の学習活動を担保する。
- ・学校との連携促進を図る → 学校側からの連携
- ・情報共有を図り、今後の不登校支援に活用

3. 三重県の支援事業の一覧表に掲載のある鈴鹿市内のフリースクール

| | | |
|----------------|-----------------------|---------------|
| 家庭教育研究センターFACE | 鈴鹿市稲生町 9135-33 | 090-1476-6135 |
| 子どもの学び舎ワンダーYOU | 鈴鹿市若松町 476 1F | 090-3764-5670 |
| フリースクールけやき | 鈴鹿市算所3丁目 9-50 近藤ビル 5F | 059-389-5651 |
| みんなの居場所ラピュタすずか | 鈴鹿市道伯町 2329-3 | 059-389-5002 |

多文化共生教育の充実に向けた取組について

1. 多文化共生教育の必要性

- ・外国人児童生徒等のアイデンティティの形成→さまざまなルーツをもつ自分に自信や誇りをもてるように
- ・多様な文化に触れあう→国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成
- ・キャリア教育の一環として→自分のロールモデルになるような人と出会う

→学校において、日本人を含む全ての児童生徒が、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組を進めることが重要。

→外国人児童生徒等の在籍状況にかかわらず、全校での取組をお願いしたい。

2. 多文化共生教育を行う上で大切な視点

①日常の取組にする

さまざまな場面でいろいろな国の文化や考え方に触れることが大切。教科との学習と関連付けて学習をすると、さまざまな学習場面で多文化共生教育を行うことができる。単発的な授業ではなく、日々の教科学習や仲間づくりにつながるような取組をお願いしたい。

<実践例>

1年 生活「昔のあそび」

昔のあそびを体験するとともに、世界のあそびも体験してみる。

2年 道徳「おせちのひみつ」

クラスの外国人児童等に1月1日に食べるものなどを聞いてみる。

3年 国語「すがたをかえる大豆」

日本以外の大豆料理・大豆をつかった調味料などを知る。

5年 社会「米作り」

自分たちが作った米の試食とともに、タイ米と比べて見たり食べたりしてみる。

中1 国語「今に生きる言葉」

中2 国語「漢詩の風景」

中3 国語「学びて時に之を習ふ」

白文の状態でクラスの外国人生徒に中国語で音読をさせたり、
音声を録音し、授業で活用したりする。

中1 社会 地理「世界のさまざまな地域」

クラスの外国人生徒に地域の気候や文化、特産物などをたずね、生徒自身に発表させる。

②系統的な取組にする

学年間で学びがにつながるような取組にすることが大切。

<例>小学校の例

低学年・・・人(クラスのなかま、国際教室の先生、保護者、地域の方、ALT など)にたくさん出会う、関わる

例:国際教室ではどんな勉強をするか知ろう・ALTの先生とあそぼう など

中学年・・・日本の文化、他国の文化を知る

例：じぶんの町の学習をすることで、地域で生活する外国の人々がどのように生活をしているかを知り、みんなが住みやすい町を考える。

校区にある外国語の看板や、多国籍のお店を通して地域に住んでいる外国の人々について知る。

高学年・・・社会を知り、行動する

例：鈴鹿市の多文化共生に向けた取組を知り、自分たちができることを考える。

市内に生活する外国の人たちの思い、外国の人たちを支えている人たちの思いを知り、自分たちができることを考える。

③外国人児童生徒等が輝ける取組にする

多文化共生教育の取組をする際に、クラスのこどもが活躍できる場、クラスの外国人児童生徒のことにについて知ることができる時間にする。

<例>

- ・国際教室ではどんな勉強をしているかを知る際に、実際にクラスのこどもが学習している様子を動画にして見せる。
- ・クラスのこどもが日本語を一生懸命勉強している理由を、その子が書いた作文を通して知る。
- ・世界のお米料理を調べる際に、クラスのこどもから教えてもらう。
- ・多言語版の案内を作る際に、クラスのこどもに言葉を教えてもらう。

④キャリア教育の視点を入れた取組にする

児童生徒にとってロールモデルとなるような方と出会わせることが大切。

<例>

外国人教育指導助手やALT、市役所、国際交流協会で働く方や、高校や大学に通っている生徒 など

⑤実際に先生が様々な文化に触れる

児童生徒に様々な文化に触れさせるためには、まずは先生が知ることが大切。校内研修等で講師を呼び、多文化を知る機会をつくる。

<例>

外国人教育指導助手や ALT、市役所や国際交流協会で働く方、地域のお店で働く方、県の国際交流員、JICA海外協力隊の OB などに様々な文化を教えてもらう。

3. 多文化共生教育の実践例

Chromebook「鈴鹿市教育委員会事務局特設サイト」内の「日本語教育サイト」に令和3年度～令和7年度の多文化共生教育実践 EXPO の実践集、各校の取組を掲載しています。また、本年度の貴校の取組についてもご提供いたしますよう、よろしくお願いいたします。

鈴教支 第 330 号
令和 8 年 5 月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

個別懇談会等に係る派遣通訳のオンライン化について

日頃は、鈴鹿市における日本語教育の推進に、ご理解とご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、市内各校の個別懇談会において、教育支援課から派遣する通訳者に関して、懇談会期間中のスケジュール調整が困難な状況が生じております。そのため、現在では多くの学校で、懇談会を避けた日程で、通訳面談を実施いただく状況となっております。

つきましては、これらの状況をできる限り解消するため、派遣通訳者の移動時間を省き、より多くの懇談に対応できるよう、対面による通訳と、市教育委員会からのオンラインによる通訳を併用することとなっております。ご不便等をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1. オンライン通訳の概要

(1) オンライン通訳の対象校は、原則として以下の2つの条件に当てはまる学校です。

①教育支援課が派遣している以下の通訳者を希望する学校

- ・外国人児童生徒支援員
- ・就学促進員
- ・母語協力員

②派遣通訳を希望する児童生徒数が一言語あたり5名以下の学校

※学校に配置されている外国人教育指導助手の通訳業務については、従来通りの対面通訳で行います。

(2) オンラインでの通訳は、学期毎に設定されている個別懇談会を想定しています。

12月や2月に行われる中学校3年生を対象とした進路に係る懇談、緊急対応や生指事案、支援会議等は、原則対面での通訳とします。

2. オンライン通訳の注意事項

(1) オンライン通訳当日までに、Google Classroomに参加していただきますようお願いいたします。

(2) オンライン通訳の開始時刻に入室いただきますようよろしくお願いいたします。それより先に入室いただくと、他の学校の面談が行われている場合がありますので、ご遠慮ください。

(3) 当日、急にキャンセルとなった場合は、必ず教育支援課こども支援グループ(059-382-9055)にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

居所不明が疑われる児童生徒への対応について

欠席時の対応（※ 原則として対面で安全を確認する）

【連続欠席 3日（目安）】

連続欠席等が3日間になった場合、担任・養護教諭等が連絡を取り合い、管理職へ報告する。また、家庭訪問を行う。

【連続欠席 7日】

連続欠席が7日間になり、正当な事由（病気や事故、一時帰国等）がなく、保護者と連絡が取れない場合、あるいは、家庭訪問をしても本人に会えない場合、管理職は速やかに教育支援課へ報告する。

【連続欠席 1ヶ月以上】

正当な事由（病気や事故、一時帰国等）がなく、連続欠席が1か月以上にわたり、児童生徒の安否確認ができていない場合、速やかに教育支援課に報告する。また、長期欠席等児童生徒在籍状況調査票に、最終確認日を記載する。

※ 確認ができた場合、速やかに教育支援課に報告する。

「危険箇所点検」の実施について

- 1 実施期間 小学校： 令和8年5月25日（月）～6月12日（金）
 中学校： 令和8年6月22日（月）～7月17日（金）
 ＊学校の実情に応じて期間中に実施してください。

2 実施手順

<各小学校>

- (1) 各小学校に、昨年度報告された「危険箇所の一覧表」を送付します。
 (2) 一覧表に示されている箇所で、現時点までに改善された箇所については朱書き見え消し（一本線）で示してください。
 (3) 新たに危険が認められる箇所について、一覧表へ記入してください。

＊ (2)、(3)の内容については、実際に現地を確認したり、学校運営協議会や見守りボランティア、PTA等の方々から御意見をいただいたりして点検を実施してください。

＊ 一覧表には、中学校から報告された危険箇所も含まれています。

- (4) 新たに記載した箇所については、場所が特定できる地図を添付してください。

＊ 住宅地図、HP上の地図など地図の種類は問いません。

- (5) 一覧表や地図等を教育支援課に提出してください。（6月12日締め切り）

<各中学校>

- (1) 小学校から報告された危険箇所の一覧表を送付しますので、中学校として危険箇所に加える必要がある箇所を一覧表に記入し、教育支援課へ報告してください。
 （7月17日締め切り）

3 危険箇所点検の項目

- ① 昨年度、2回以上不審者情報が寄せられた箇所
 ② 雨天時に増水や冠水などで児童生徒の登下校に危険のある箇所
 ③ その他、児童生徒の登下校で大変憂慮される状況が見られる箇所
 ④ 児童が立ち入ることができる空き家や廃屋
 ⑤ 自転車の左側走行で危険が認められる箇所（中学校のみ調査）

※ 点検に際しては、「交通安全」「防犯」「防災」の観点で実施いただきますようお願いいたします。

4 各学校に送付する一覧表（例）について

＊昨年度、提出いただいた表を参考として送付いたします。

＊ゼンリン地図のページは、教育支援課所有のゼンリン地図に準じています。

「防災無線（デジタル）活用訓練」実施フローチャート

◆訓練実施日 令和8年6月15日（月）

10時50分 訓練「予告」放送 一斉通話
教育支援課 → 全小中学校

11時00分 「訓練放送」 一斉通話
教育支援課 → 全小中学校

<各学校> 「訓練放送」受信
ただちに、初動体制について図上訓練を開始

- ①連絡を聞いた職員は、メモを取り管理職へ報告
- ②管理職は、担当職員を交え児童生徒への対応を指示
- ③パトロール隊、自治会、学童保育、幼稚園など情報伝達先を確認

*訓練のため、パトロール隊等への実際の伝達は行わない。

<各学校> 初動体制確認後、ただちに対応内容をメールで報告

◇小中学校 → 「教育支援課」に報告

◇全小中学校から対応内容を確認後、訓練終了の連絡
教育支援課 → 全小中学校
*「防災無線」で連絡

令和8年度「鈴鹿市人権に関する作文」の募集について

1 目的

児童生徒が人権に関する作文を綴る活動を通して、自分自身や仲間のことを見つめ直す機会としたり、身近にある人権問題に気づき、解決に向けて行動する実践的な力をはぐくむ機会としたりする。さらに、作成した人権作文集を人権学習の教材として活用していくことにより、人権課題を共有し、ともに差別をなくしていこうとする仲間づくりをめざす。

2 対象 小学校は3年生以上、中学校は全学年

3 応募について

(1) 作文内容

- ① 社会にある人権侵害の事実や差別に立ち向かうたくましい人々、支え合う仲間などの姿を見つめたもの。
- ② 新聞、テレビ等のニュースや文学作品等で知った人権侵害の事実、人権を守ろうとしている人々の活動を見つめたもの。
- ③ 各校の人権教育活動や人権学習を通じて考えたこと、気づいたことなどが表れているもの。

(2) 応募原稿

- ① 400字詰め原稿用紙(A4サイズ)を原則とする。
- ② 字数目安

| 学 年 | | 字 数 |
|-------|------|-----------------------|
| 小 学 生 | 3・4年 | 600字(原稿用紙1枚半)程度 |
| | 5・6年 | 1,000字(原稿用紙2枚半)程度 |
| 中 学 生 | | 1,200字(原稿用紙2枚半～3枚半程度) |

(3) その他

- ① 作品は、該当学年の学級数をめどに応募してください。
 - ② 学校から提出する段階で、誤字脱字や段落分け等について、作者(児童生徒)と確認して修正しておいてください。
 - ③ 学校でとりまとめ、(様式1)「応募一覧表」を添えて、A4サイズにコピーした作文(文字が鮮明であること)を教育支援課に提出してください。返却は致しません。ご了承ください。
 - ④ コピーした作品には、題名・学校名・学年・名前を明記し、右上をホッチキスで留めてください。(紛失防止のため)
- ※ chromebook を活用して作成したものを印刷し、提出していただくことも可能です。

提出の締切 令和8年9月4日(金)

4 鈴鹿市人権作文集について

(1) 掲載する作品〔代表作品〕の選考について

- ・人権作文集には、各学年5点程度（全体として35点程度）の代表作品を掲載します。
- ・代表作品の選出は、選考会を開催したうえで決定します。
- ・選考結果については、各校に通知します。（9月下旬を予定）

(2) 人権作文集の原稿について

- ・文中で登場する人物については、仮名を使用してください。
- ・学校を通じて、作者及び保護者の掲載承諾をお願いします。

(3) 人権作文集の配付について

- ・代表作品のデータは、鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトへ掲載する予定です。（年度末を予定）

5 人権作文集の活用状況調査について

- (1) 本年度の作文作成時での人権学習調査と昨年度の人権作文集の活用状況調査を行うことで、各校における人権作文を活用した人権学習の実態を把握します。

※ （様式2）「鈴鹿市人権作文集」活用状況調査表を提出してください。

提出の締切 令和8年9月4日（金）

- (2) 昨年度、学校や学級の課題にあった人権学習の題材として活用した作品について、報告をお願いします。

※ 作文を活用した実践事例（人権学習指導案等）があれば、提出してください。

6 その他

- ・代表作品の中からさらに3点を選出し、市広報「広報すずか12月号」にて掲載するとともに、『じんけんフェスタ in すずか』（12/5、12/6）で朗読発表を行う予定です。
- ・各種様式等は、後日データ送付します。

令和8年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」の募集について

1 目的

基本的人権に対する意識の高揚と、一人ひとりの人権が大切にされる学校や社会づくりに向けて、小中学校で人権問題啓発のためのポスター制作に取り組むことにより、児童生徒の差別を許さない人権を尊重する態度の育成を図るとともに、ポスターを活用することにより人権啓発を推進する。

2 取組

◇校内の人権教育の取組の一環として、次のことに取り組む。

- ・学級における身近な人権課題や個別的な人権問題についての話し合い活動等を行い、差別を許さない仲間づくりや学校づくり、社会づくりにつなげる。
- ・人権尊重に向けた思いを発信していく取組として、ポスター制作の活動を位置づける。
- ・こどもたちの思いが十分に表現され、人権の大切さを訴えるオリジナリティーあふれる作品をめざす。

3 ポスター作成及び提出について

(1) 対象 市内小・中学校の児童生徒

(2) 表現内容

【小学校】

◆下記の様子の中に、差別を許さない仲間や学校が表現されているもの

- ・友だちと楽しく遊んでいる様子を表した絵
- ・仲間と一緒に活動している絵
- ・その他、学校生活の中で、明るく楽しい様子を表した絵

【中学校】

◆下記の主題を強く印象づけるもの

- ・差別を許さず、なくそうとする心
- ・人権を尊重することの大切さ
- ・支え合い、助け合う仲間
- ・みんなが大切にされる明るい学校・社会

(3) 条件

▼自作未発表のものに限る。

- ・四つ切り画用紙で縦がき
- ・標語の有無、色の種類、色の数などは、自由(企業名等固有名詞は不可)

(4) 提出内容

- ① 各校の提出点数は、学級数をめどに提出してください。
- ② 提出作品の裏面右下には、学校名・学年・名前(ふりがな)・題名を明記した応募作品個票(様式C)を貼付してください。
※(様式C)は必要数分をコピーして使用してください。
- ③ 学校で作品を取りまとめ、所定の応募作品一覧表(様式A)と応募作品集計表(様式B)を添えて、教育支援課へ提出してください。

提出の締切 令和8年9月4日(金)

4 ポスター作品等の選考について

◆応募された作品の中から、ポスター作品(2点)・カレンダー作品(12点)・入選作品(50点程度)を選考する。

○ポスター作品

・令和8年度の代表作品として、小学生1点・中学生1点をポスターとして印刷し、人権問題啓発のため各校や市内公共施設等に配付する。

○カレンダー作品

・カレンダー作品として12点を選考し、カレンダーを作成して各小中学校へ学級数分を配付する。

○入選作品

・各学年から5点程度を入選作品として選考し、ポスター作品やカレンダー作品とともに、市庁舎内の市民ギャラリーや「じんけんフェスタinすずか」にて展示予定。

※ポスター作品・カレンダー作品に選考された児童生徒には、作品に込めた思いについてコメントの提出を依頼することがあります。

5 その他

- ◆三重県人権センターが募集する「2026年度『人権』に関するポスター」は、後日案内が届きますのでご確認ください。
- ◆各種様式等は、後日データ送付します。

学校（施設）被害事故報告について

職員室、教室等への「侵入」や「盗難」、学校敷地内での「落書き」や「器物破損」等が発生した場合、以下のとおり対応し、報告書を提出してください。

人的要因による事故発生時の対応について

- (1) 現場を保存し、教育支援課へ早急に連絡する。
(重大事故については、休日でもご一報ください。)
- (2) 学校長の判断により、警察へ通報を行う。
- (3) 被害の現状を写真等に残す。
- (4) 被害報告を下記の形式により簡単にまとめ、写真を添付の上、教育支援課に提出する。(メールでの提出可)

《記入例》

(宛先) 鈴鹿市教育委員会

鈴〇〇 第 〇 号
令和 〇 年 〇 月 〇 日

鈴鹿市立〇〇学校
学校長□□□□

学 校（施設）被 害 報 告

1. 被害発生日時 令和 〇年 〇月 〇日 () 午前〇時〇分ごろ
2. 被害箇所 西館1階 多目的室 北側
3. 被害の状況 窓ガラス破損5枚
4. 概要 ○月〇日朝、〇時〇分、登校してきた職員□□が発見した。窓ガラスはソフトボール大の石が投げ込まれ、大きく割れていた。しかし、内部に侵入した形跡はない。
5. 措置 現場を保存し、教育支援課と鈴鹿警察署に電話で連絡した。被害状況証拠として、写真撮影をした。職員に被害の確認をさせたが、投石による窓ガラスの破損のみであった。

通学路変更届について

通学路の変更等がある場合には次の手順で教育支援課までご報告ください。

1 手順

- (1) 通学路等変更事例が発生
- (2) 児童が安全に登下校できる道路等を検討
- (3) 学校長が通学路として決定
- (4) 様式「通学路の変更について」の必要事項を記入

なお、別添資料として**変更箇所を赤線で表示した地図を添付**する。

- (5) 起案し、校長決裁を取る
- (6) 教育支援課に送付(支所便可)

2 その他

- 次のページの様式記入例を参考に記入をお願いします。
- 事案が発生したら速やかに様式及び別添資料の提出をお願いします。
- ご質問等は、教育支援課 学校支援G(Tel 382-9055)まで一報ください。
- 通学路を変更する際には、学校運営協議会で議題に挙げるなど、地域、保護者等と十分協議の上、お願いします。また、通学路変更後は、学校通信等を活用し、保護者、地域への周知もお願いします。

様式記入例

鈴〇〇第 号
令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市教育委員会

学校名

校長名

印

通学路の変更について

本校の通学路について、次のように変更しますので、報告いたします。

記

1 変更場所

鈴鹿市〇〇町1234-5 県道〇号〇〇線〇〇交差点から〇〇商店の前までの区間

2 変更理由

(例) 道路改修工事に伴い、通学児童の安全面を確保するため。

3 変更日時

令和〇年〇月〇日下校時から

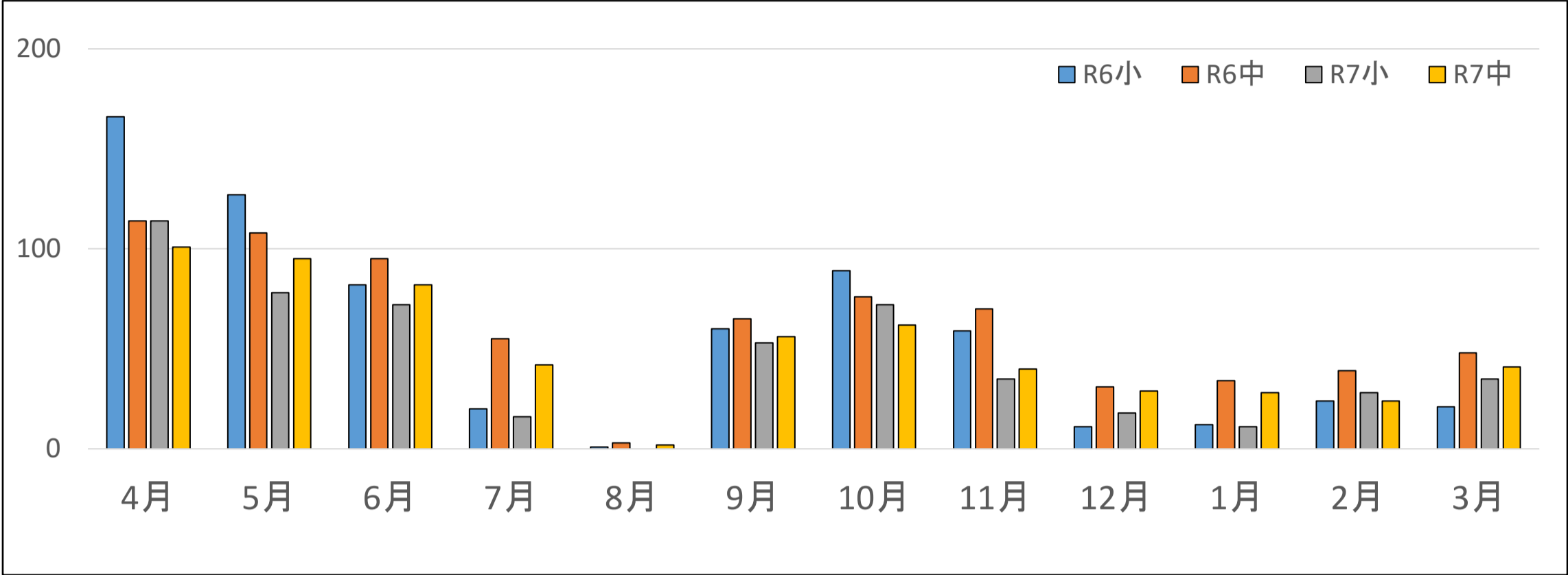
4 その他

別添 地図 (地図を添付して、変更箇所を赤線で表示してください)

学校における働き方改革

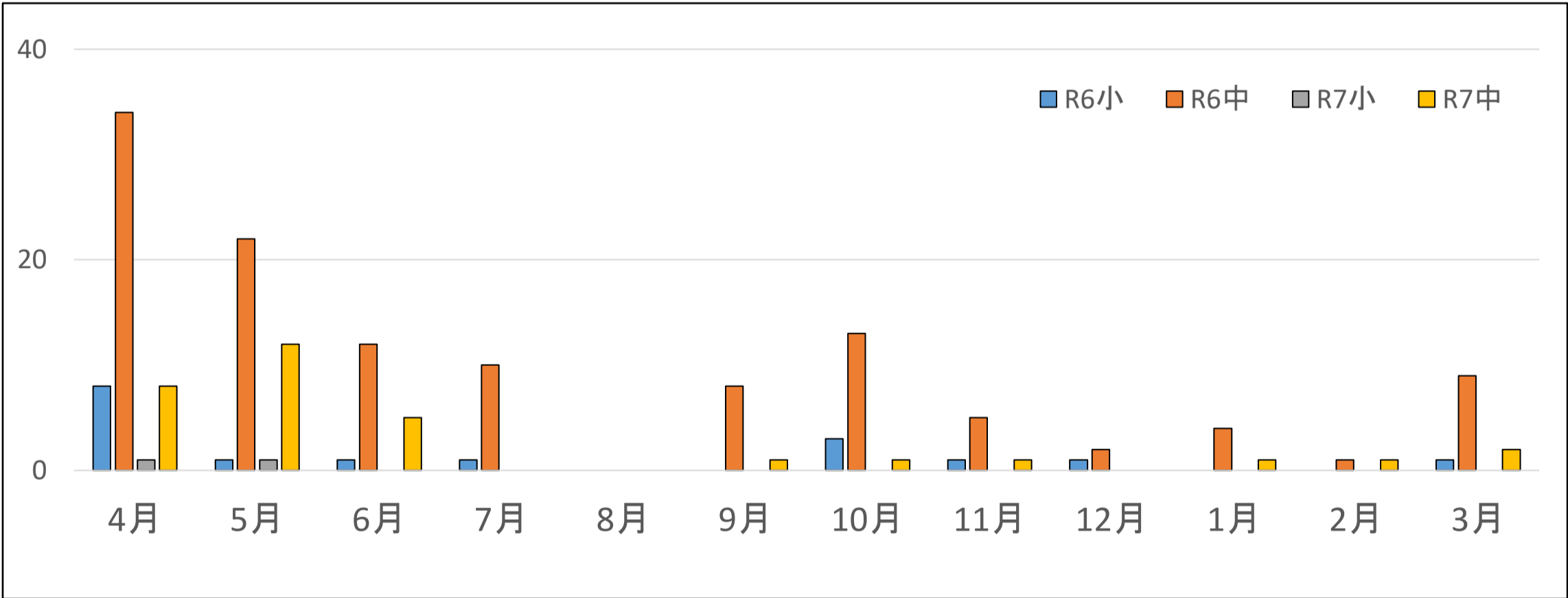
1 時間外労働の状況

(1) 月45時間以上80時間未満の教職員数 (単位：人)



| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| R6小 | 166 | 127 | 82 | 20 | 1 | 60 | 89 | 59 | 11 | 12 | 24 | 21 | 672 |
| R6中 | 114 | 108 | 95 | 55 | 3 | 65 | 76 | 70 | 31 | 34 | 39 | 48 | 738 |
| R7小 | 114 | 78 | 72 | 16 | 0 | 53 | 72 | 35 | 18 | 11 | 28 | 35 | 532 |
| R7中 | 101 | 95 | 82 | 42 | 2 | 56 | 62 | 40 | 29 | 28 | 24 | 41 | 602 |

(2) 月80時間以上の教職員数 (単位：人)



| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| R6小 | 8 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 17 |
| R6中 | 34 | 22 | 12 | 10 | 0 | 8 | 13 | 5 | 2 | 4 | 1 | 9 | 120 |
| R7小 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| R7中 | 8 | 12 | 5 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 32 |

(3) 令和7年度の成果と課題

○時間外労働を行った職員の数が令和6年度より減少している。

●年度当初の時間外労働時間が最も多くなっているため、放課後等の業務時間の確保が必要である。

●学校行事の多い2学期にも、時間外労働時間が増える傾向にあるため、学校行事の精選や役割分担が必要である。

(4) 令和8年度の取組

【重点取組】

◇1学期の始業式を4月8日とする。

年度当初の業務日を、1学期始業式までに5日間を確保する。

◇学期始まりと学期終わりの3日間を午前日課とする。

1学期:【始まり】4月8日(水)、9日(木)、10日(金)

:【終わり】7月15日(水)、16日(木)、17日(金)

2学期:【始まり】9月1日(火)、2日(水)、3日(木)

:【終わり】12月21日(月)、22日(火)、23日(水)

3学期:【始まり】1月8日(金)、12日(火)、13日(水)

:【終わり】3月23日(火)、24日(水)、25日(木)

◇5限授業または4限授業の日を定期的に設定する。

標準授業時数を大きく上回らないように授業時数の適正化を図る。

小学校1年生:【956単位】時間未満

小学校2年生:【1,016単位】時間未満

小学生3年生:【1,051単位】時間未満

小学生4～6年生、中学校1～3年:【1,086単位】時間未満

【その他取組】(別紙資料参照)

◇取組1 業務の見直し、適正化、効率化

◇取組2 時間を意識した働き方の徹底

◇取組3 教育DXの推進

◇取組4 専門家や外部人材等の活用

目的

教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立した持続可能な職場環境の創出することで、より効果的な教育活動を行います。

上限時間

- ① 1か月の時間外労働時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外労働時間について、360時間以内（月平均30時間）

＜方針＞学校や学年、担当教科等でサポート体制を整える

学校における働き方改革の推進に向けた取組

＜令和8年度の重点取組＞

- ・ 1学期始業式を4月8日とする
- ・ 学期始まりと学期終わりの3日間を午前日課とする
- ・ 5限または4限の日を定期的に設定する
- ・ 国の示す3分類に基づく教職員及び学校が担う業務の見直し

取組1 業務の見直し、適正化、効率化

- (1) 教育課程の見直し
 - ① 小学校中高学年教科担任制の実施
 - ② 日課や学校行事等の見直し
- (2) 業務の効率化
 - ① 留守番電話の活用
 - ② 定例家庭訪問の見直し
- (3) 県・市・学校の統一取組
 - ① 定時退校日の設定
設定した日の定時に退校できた職員の割合100%
 - ② 部活動休養日の設定
部活動休養日を計画通り実施した割合100%
 - ③ 会議時間の短縮
放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合100%
 - ④ 学校閉校日の設定
休暇取得を促進するため、8月、年末年始に設定(5日)

取組3 教育DXの推進

- (1) 学習活動、家庭学習における児童生徒の1人1台端末の活用
- (2) 会議・研修会のオンライン化
- (3) 市内共通連絡アプリの活用
- (4) 教職員用端末の活用

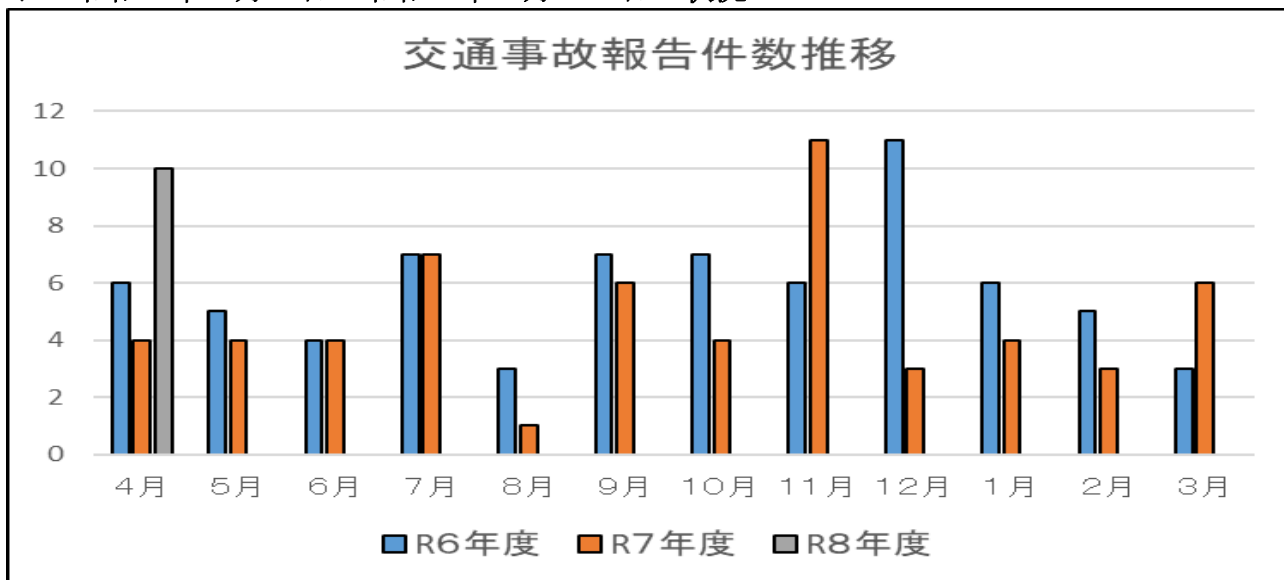
取組2 時間を意識した働き方の徹底

- (1) 部活動の適切な運営
 - ① 週2日以上のお休みの設定（うち土日1日を含む）
 - ② 活動時間上限の設定（平日2時間、休日3時間）
- (2) 勤務時間管理の徹底
 - ① 勤務時間を意識した働き方の啓発
年360時間、月45時間を超える時間外労働者0人を目指す。
1人当たりの月平均時間外労働時間30時間以下を目指す。
- (3) 計画的な休暇取得の推進
 - ① 休暇取得の促進
1人当たりの年平均休暇取得の目標日数(各校の前年度比増)を目指す。
- (4) 働き方改革に向けた意識の向上
 - ① PTA代表や地域関係者への働き方改革の取組の発信
 - ② 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定
- (5) メンタルヘルス対策
 - ① ストレスチェックの実施
 - ② 産業医の活用
時間外労働時間が月80時間超の場合における産業医面談の義務化

取組4 専門家や外部人材等の活用

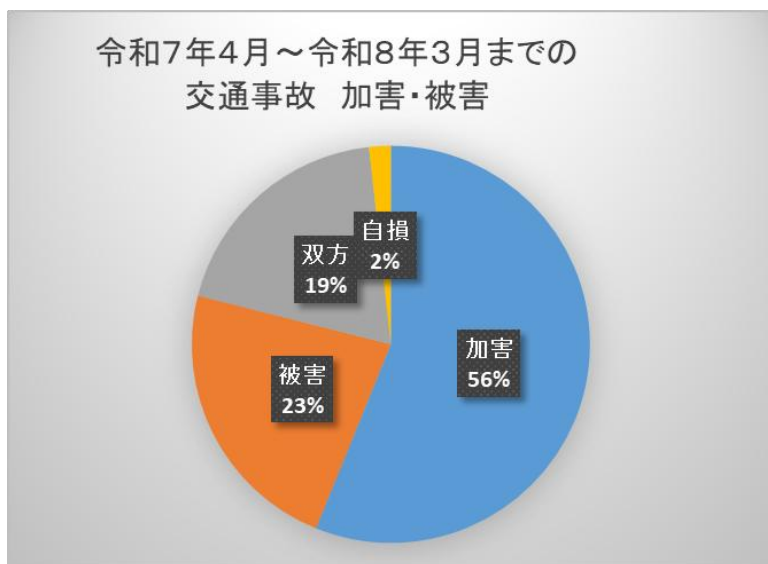
- (1) 専門家や外部人材の活用
支援員、介助員、看護師、外国人指導助手、SLS、SSW、SSS、SC
学習指導員、部活動指導員、弁護士(学校問題解決支援事業)等
- (2) コミュニティ・スクールの充実
 - ① 地域人材の発掘、学校支援ボランティアの活用

◆ 令和7年4月1日～令和8年4月30日の状況



◆ 状況・傾向

令和7年度、総報告件数は57件（前年度比：-13件）となりました。加害となる事故は32件発生し、うち人身事故が1件発生しており、教職員の交通事故防止に対する意識をより一層高めなければなりません。



事故の内訳としては、前方車両への追突事故、交差点付近での左右確認不足、予知不足による接触事故が多く発生しています。事故防止に向けては、安全運転の基本的事項を実行できているか、今一度確かめる必要があります。昨年度は、駐車場における前向き駐車での事故も多く発生し

ており、基本的に後向き駐車を行うようにする、やむを得ず前向き駐車をした場合は、後退時に周囲の人や車両の状況確認などをミラーや目視等より十分に確認することが大切です。

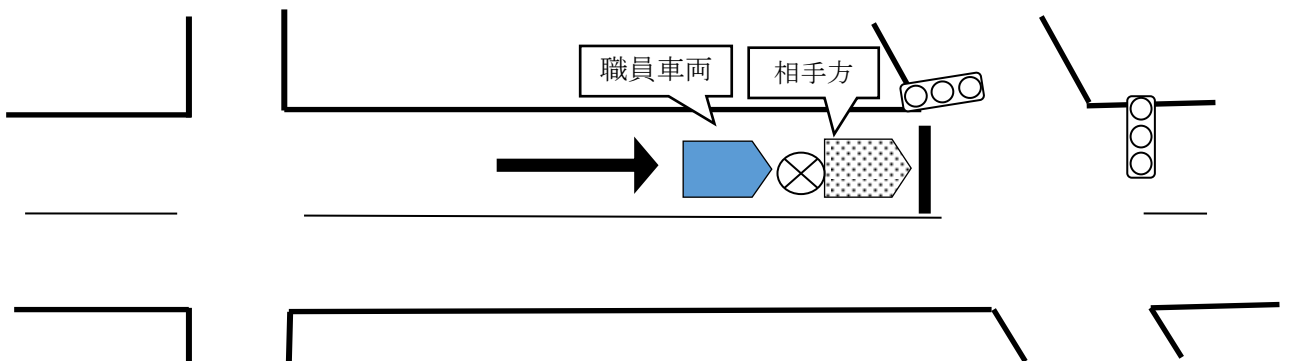
また、令和8年度4月には、すでに10件の交通事故が発生（前年度比：+6件）しているため、年度当初にあたり、以下のことについて周知徹

底をお願いします。

- ①昨年度の事故発生傾向を全教職員で共有する。
- ②時間には余裕をもち、落ち着いて運転をする。
- ③自己の職責の重大さや児童生徒に交通安全を指導すべき立場であることを再認識する。
- ④事故・違反を起こした場合は、加害・被害ともに、まず救護措置事故続発の防止、警察への連絡を行い、次に学校長への報告を遅れることなく速やかに行う。なお、第1号様式による一報、別紙様式による事故・違反発生報告書の提出についても、速やかに行う。

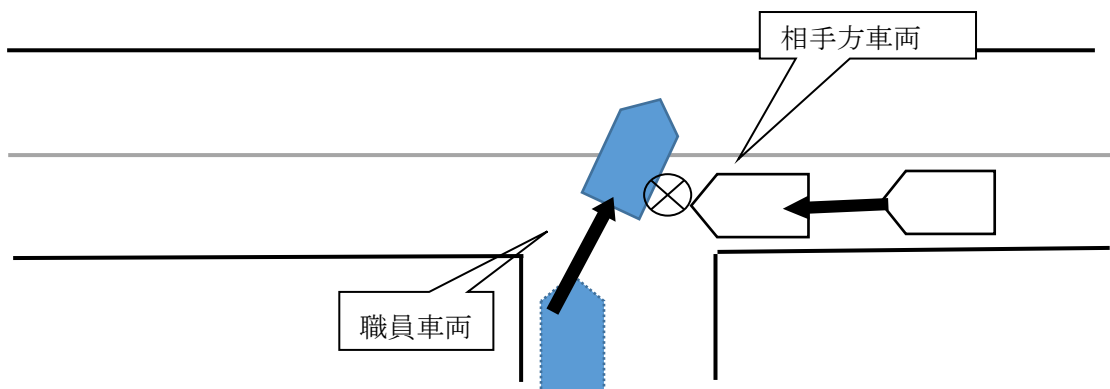
【事例1】 交差点にて赤信号を確認し減速したが、交差点にて停止している相手車両に気付くのが遅れ、追突をした。

→十分な車間距離を取るとともに、周囲に気を取られず、前方をしっかりと確認する。



【事例2】 右折するため交差点内に入内したところ、直進していた相手方車両と接触した。

→右折時に、しっかりと一旦停止し、左右を確認する必要がある。



産業医の活用について

現在鈴鹿市教育委員会では、教職員が心身ともに健康を維持しながら、より意欲的に職務に取り組める職場づくりを進めています。医学的な立場から教職員の健康保持増進や職場環境の改善などについて助言してもらうため、医師会から推薦のあった6名の医師に産業医として担当していただいています。

については、産業医にかかる下記の職務を御了知いただくとともに、具体的な活用例を参考に、産業医を活用したより良い職場づくりを進めていただきますようお願いします。

記

1 産業医に委嘱契約した職務と具体的な活用例について

(1)健康診断結果に基づく措置

- ・健康診断結果やストレスチェックにおける高ストレス者等に対する面接指導、その結果に基づく医療機関への受診勧奨や保健指導
- ・当該教職員の働き方に関する管理職への進言

(2)作業環境の管理と改善

- ・作業環境（照度、温湿度、換気、障害物等）についての指導助言

(3)作業の管理

- ・教職員の業務内容や業務耐性についての指導助言

(4)上記以外の健康管理に関すること

- ・健康維持増進や交通安全に関する指導助言

(5)健康教育、健康相談

- ・健康に配慮する職場の風土づくりに関する啓発指導、生活習慣病予防に関する指導、職場におけるメンタルヘルス研修の実施

(6)衛生教育

- ・事故やケガの発生を防ぐために必要な知識や技術、心構えなどの安全教育、職業病の発生を防ぐため、もしくは心身の健康状態を保つために必要な知識や方法などの衛生教育についての指導助言

(7)健康障害の原因調査、再発防止の措置

- ・長時間労働者に対する助言や面接指導
- ・業務中のケガ、精神疾患等による病気の原因調査や、その結果に基づく医療機関への受診勧奨、保健指導、再発防止に関する教職員または、管理職への指導助言

(8)少なくとも月一回の労働安全衛生委員会設置校の職場巡視

- ・学校を巡視し、設備・作業環境、作業方法、健康管理（長時間労働対策等）などを把握し、教職員の健康障害を防止するための指導助言

2 産業医の活用について ※必ず実施していただきたいこと

【すべての事業所】

※令和7年度から学校（園）長は、過重労働（月80時間を超える時間外労働）教職員に対して、産業医の面接指導を受けさせなければならない。

【50人未満の事業所】

・担当産業医の活用

※前期（4月～9月）、後期（10月～3月）それぞれの期間に1回以上、担当産業医（別紙「令和8年度産業医担当分担体制」参照）を活用する。

※日程調整は、各学校で行う。なお、複数校の設定日が同じ月に偏ることがないように、産業医に候補日を複数提示する。

※業務内容については、前項「1 産業医に委嘱契約した職務と具体的な活用例について」を参照し、各学校の実情に応じて依頼する。

※産業医への相談や助言を受ける方法は、面談（学校または医療機関）、オンライン、電話、メールなどが想定される。

【50人以上の事業所】労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の遵守

・産業医業務日誌への記録

※【様式1】令和6年度（〇〇学校）産業医業務日誌を参照（令和6年11月22日付鈴教学第1723号「産業医の活用について」参照）

※産業医に業務を依頼した際、産業医業務日誌へ記録し、3年間学校に保管する。

※年2回（9月末、3月末）、日誌（写し）を学校教育課教職員G（南部）へ提出する。

・毎月1回以上の労働安全衛生委員会の開催及び議事録の作成

※事項書と共に議事録を作成し、3年間学校に保管する。

※産業医の出席が難しい場合、学校長が議事録を産業医のもとへ持参し面談することも可。

・毎月1回以上の職場巡視及び職場巡視結果報告書の作成

※チェックリスト、産業医による職場巡視結果記録報告書、職場巡視結果報告書（衛生管理者用）を参照（令和6年11月22日付鈴教学第1723号「産業医の活用について」参照）

※産業医が職場巡視する際に、職場巡視チェックリストにより評価を得て、職場巡視結果報告書に指摘事項等をまとめ記録する。

※産業医の職場巡視は、衛生管理者が日常的に職場巡視の状況を産業医へ報告を行っていれば、2カ月に1回程度でも可。（産業医へ報告する職場巡視記録は必要）

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員グループ 南部

令和8年度 産業医担当分担体制

| 第1G | | 第2G | | 第3G | | 第4G | | 第5G | | 第6G | |
|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 令和8年度職員数 | | 令和8年度職員数 | | 令和8年度職員数 | | 令和8年度職員数 | | 令和8年度職員数 | | 令和8年度職員数 | |
| 鈴峰中 | 21 | 創徳中 | 45 | 神戸中 | 51 | 大木中 | 25 | 白子中 | 64 | 天栄中 | 34 |
| 白鳥中 | 25 | 平田野中 | 30 | | | | | 千代崎中 | 41 | 鼓ヶ浦中 | 25 |
| 椿小 | 12 | 牧田小 | 28 | 神戸小 | 40 | 玉垣小 | 51 | 白子小 | 27 | 栄小 | 14 |
| 鈴西小 | 14 | 旭が丘小 | 57 | 河曲小 | 31 | 桜島小 | 42 | 鼓ヶ浦小 | 17 | 稲生小 | 40 |
| 深伊沢小 | 13 | 庄野小 | 15 | 石薬師小 | 19 | 長太小 | 21 | 愛宕小 | 21 | 国府小 | 24 |
| 庄内小 | 13 | 明生小 | 20 | 清和小 | 19 | 箕田小 | 15 | 若松小 | 19 | 天栄小 | 22 |
| 加佐登小 | 20 | 井田川小 | 13 | 一ノ宮小 | 32 | 飯野小 | 47 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | 旭が丘幼 | 8 | 神戸幼 | 3 | 玉垣幼 | 6 | | | 国府幼 | 6 |
| | | | | | | 飯野幼 | 3 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 調理場 | 75 | | | | | | | | | | |
| 事業場 | 人数 | 事業場 | 人数 | 事業場 | 人数 | 事業場 | 人数 | 事業場 | 人数 | 事業場 | 人数 |
| 8 | 193 | 8 | 216 | 7 | 195 | 8 | 210 | 6 | 189 | 7 | 165 |

浜中健二 先生

冢田幸一 先生

萩原正芳 先生

水口正人 先生

富田 昌孝 先生

川西正芳 先生

鈴鹿メンタルヘルス
クリニック

冢田クリニック

すずかこころの
クリニック萩原内科

水口内科クリニック

富田内科

サンクリニック太陽の街

059-381-7771

059-388-8778

059-383-0011

059-387-0851

059-386-7768

090-9172-5459